

第百五十四号議案

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「ねたみ」を「妬み」に改め、「つきまとい等」の下に「、同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を、「安全、」の下に「住居等（）」を、「その他その」の下に「現に所在する場所又は」を加え、「場所（）」を「場所をいう。」に、「住居等」というを「同じ」に改め、同項第四号中「、電話をかけ」の下に「、文書を送付し」を加え、同項に次の二号を加える。

八 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で東京都公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を東京都公安委員会規則で定める方法により取得すること。

九 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として東京都公安委員会規則で定める行為をすること。

第五条の二の次に次の一条を加える。

(つきまとい行為等に係る情報提供の禁止)

第五条の三 何人も、前条第一項の規定に違反する行為（以下この条において「つきまとい行為等」という。）をすおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該つきまとい行為等の相手方の氏名、住所その他の当該つきまとい行為等の相手方に係る情報でつきまとい行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(提案理由)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）の施行を踏まえ、つきまとい行為等の規制を強化するほか、所要の改正を行う必要がある。